

申請にあたっての確認事項（太枠の中は必ずチェックしてください）

1. 次の①・②両方に該当する場合、自己負担金免除申請の対象となります。

① 年齢と加入保険証の種類 次のいずれかの方

<input type="checkbox"/>	20歳～69歳の社会保険加入者 (65～69歳で市民税非課税世帯に属することが分かる介護保険料決定通知書をお持ちの方は申請不要)
<input type="checkbox"/>	30歳～39歳の国民健康保険加入者（子宮頸がん検診のみの場合は申請不要）

② 世帯の状況 次の両方に該当する方

<input type="checkbox"/>	市民税非課税世帯（世帯全員が非課税）
<input type="checkbox"/>	住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯ではない

※世帯の中に市民健診を受ける方が複数人いる場合は、それぞれ申請が必要です。

2. 次の③または④に該当する場合、自己負担金免除申請は必要ありません。

③ 70歳以上の方（生年月日が昭和32年3月31日以前の方）は**全員無料**です。また確認書類も不要です。

④ 69歳以下で次のいずれかに該当する方は、確認書類の提示で**自己負担金が無料**になります。

必要な確認書類は各健診（検診）の受診券で確認してください。

- 65歳～69歳で一定の障害による後期高齢者医療制度加入者
- 仙台市国民健康保険加入者（子宮頸がん検診 20歳以上、その他の健診 40歳以上）
- 生活保護世帯の方
- 中国残留邦人等に対する支援給付受給世帯の方

3. 市民税課税状況の確認について

- ・市民税課税状況については、申請日が4月～6月の場合は申請前年度の市民税課税状況、申請日が7月～3月の場合は申請当該年度の市民税課税状況を確認します。

4. 添付書類が必要な場合

- ・郵送申請の場合は本人確認書類の写しを添付してください。
- ・同一世帯に下記（ア）・（イ）に該当する方がいる場合は、証明書類を申請書に添付してください。

該当する方	必要な範囲	添付書類
（ア）市民税の申告を行っていない方 （未申告の方）※1	未申告の方全員分	非課税証明書 （税担当課での申告が必要です）
（イ）市民税の賦課期日（※2）に、 仙台市以外にお住まいだった方	仙台市以外にお住まいだった当該年 度末18歳以上の方全員分	市（町村）民税非課税証明書 （賦課期日にお住まいだった市町村で発行される最新年度のもの）

※1 市民税の扶養に入っている方は、添付資料は不要です。

※2 市民税の賦課期日：4月1日～6月30日の申請：令和7年1月1日 7月1日～3月31日の申請：令和8年1月1日

5. 自己負担金免除決定通知書について

- ・課税状況を確認後、自己負担金免除の対象者の方に対して10日程度で郵送します。
また、対象外の方には非該当のお知らせを郵送します。
- ・自己負担金免除の対象者の方は、医療機関または健診団体の窓口に通達書を提示することで、無料で市民健診を受診することができます（自己負担金免除非該当のお知らせが届いた方は、無料にはなりません）。
- ・通知書を紛失された場合は、再申請が必要となります。再申請された場合、申請日より市民税課税状況が変わる場合があります。

問い合わせ先	青葉区保健福祉センター家庭健康課	〒980-8701 青葉区上杉一丁目5-1	(代)022-225-7211
	青葉区宮城総合支所保健福祉課	〒989-3125 青葉区下愛子字観音堂5	(代)022-392-2111
	宮城野区保健福祉センター家庭健康課	〒983-8601 宮城野区五輪二丁目12-35	(代)022-291-2111
	若林区保健福祉センター家庭健康課	〒984-8601 若林区保春院前丁3-1	(代)022-282-1111
	太白区保健福祉センター家庭健康課	〒982-8601 太白区長町南三丁目1-15	(代)022-247-1111
	太白区秋保総合支所保健福祉課	〒982-0243 太白区秋保町長袋字大原45-1	(代)022-399-2111
	泉区保健福祉センター家庭健康課	〒981-3189 泉区泉中央二丁目1-1	(代)022-372-3111